

証券投資に係る 確定申告の留意点[上]

制度調査部
齋藤 純

配当所得と確定申告

【要約】

例年、2月半ばから3月半ばは確定申告のシーズンである。そこで、証券投資を行った場合の確定申告について、上場株式及び株式投資信託を中心に、その留意点をまとめる。

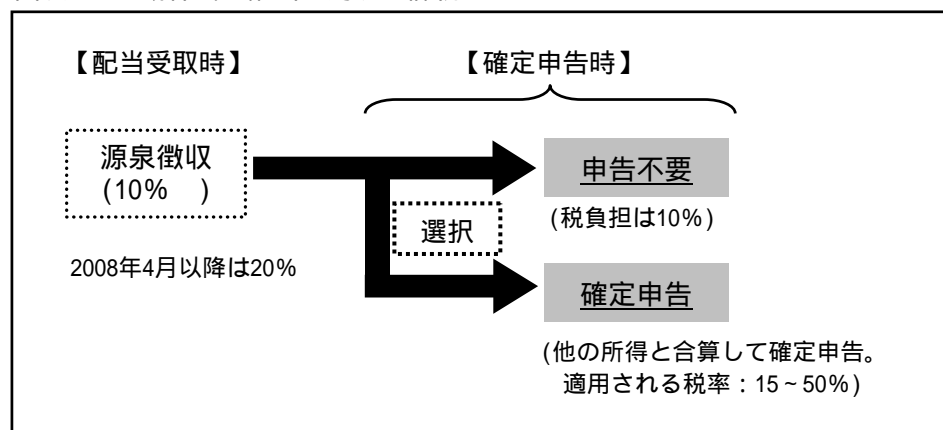
まず本稿では、配当所得に係る確定申告の留意点を取り上げる。配当所得については、「確定申告」と「申告不要」の選択がポイントとなるため、配当控除等の適用を踏まえて、その考え方を整理する。また、株式投資信託の収益分配金等に対する配当控除については、運用資産の内容に応じて配当控除率が決まる仕組みとなっており、この点についても触れることとする。

なお本稿は、2005年分の所得に適用される課税方法を前提として作成している。

申告不要か、確定申告か

上場株式の配当¹については、他の所得と合算して確定申告を行うことが原則となっているが、申告を行わないことも認められている。いずれを選択する場合でも、配当金を受け取る段階で10%の源泉徴収が行われる点は同じである。

図表1 上場株式の配当に対する課税



投資家は確定申告と申告不要を任意で選択できる。申告不要を選択した場合は源泉徴収のみで課税関係が終了するため、源泉徴収分(10%²)が最終的な税負担額となる。確定申告を行う場合は、総合課税の対象となる所得の合計金額に応じて適用される税率が決まる(所得税と住民税を合わせて15～50%)。2008年3月末まで源泉徴収税率は10%であるため、多くの投資家は申告不要を選択した方が税負担は軽くなるだろう。

¹ 大口株主(期末に発行済株式総数の5%以上を有する者)が受ける配当を除く。

² 2008年4月以降は20%。

確定申告を行う場合には配当控除等の適用

ただし、確定申告を行う場合には配当控除と定率減税の適用を受けられるため、所得金額によっては確定申告を行った方が配当に対する税負担が軽くなる場合がある。

配当控除とは、配当所得に対して図表 2 の金額の税額控除を認める措置である。

図表 2 株式の配当に対する配当控除

	配当控除額
配当所得を加えた課税総所得金額 2 が 1,000 万円以下の場合	配当所得 × 12.8% (所得税 10%・住民税 2.8%)
配当所得を加えた課税総所得金額 2 が 1,000 万円を超える場合	配当所得 × 6.4% (所得税 5%・住民税 1.4%)

- 1 株式投資信託の収益分配金等も配当所得となるが、上表の配当所得は上場株式の配当のみで構成されていると仮定している。
- 2 課税総所得金額とは、総所得金額(山林所得・退職所得は含まない)から所得控除額を控除した額に、土地・建物等の課税譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額を加算した金額をいう。
- 3 配当所得を除いた課税総所得金額は 1,000 万円以下であるが、配当所得を加えると 1,000 万円を超える場合には、配当所得を除いた課税総所得金額に配当所得を上積みした場合の配当所得のうち 1,000 万円以下の部分については 12.8%、1,000 万円を超える部分については 6.4%の配当控除率となる。

配当控除を加味した場合の配当所得に対する実質税率は図表 3 の通りとなる。配当所得を加えた課税所得金額が概ね 330 万円以下である場合には、配当所得を申告した方が所得税・住民税トータルの税負担が軽くなると考えられる³。確定申告を行う場合には、定率減税⁴の対象にもなる。

図表 3 配当控除を加味した場合の配当所得に対する実質税率

課税所得金額	税率 (所得税・ 住民税合計)	配当控除率 (所得税・ 住民税合計)	配当に対する 実質税率 ¹	申告不要を選択し た場合の税負担
200 万円以下	15%	12.8%	2.2%	10% ²
200 万円超 330 万円以下	20%		7.2%	
330 万円超 700 万円以下	30%		17.2%	
700 万円超 900 万円以下	33%		20.2%	
900 万円超 1,000 万円以下	43%		30.2%	
1,000 万円超 1,800 万円以下	43%	6.4%	36.6%	
1,800 万円超	50%		43.6%	

1 確定申告を行った場合には、定率減税の適用がある。

2 2008 年 4 月以降は 20%。

³ ただし、確定申告を行った配当所得は、配偶者控除等の適用判定に用いられる「合計所得金額」に含まれることとなる(例えば、配偶者控除の場合、配偶者の合計所得金額が 38 万円以下の場合に適用を受けられる)。また、配当所得に関して確定申告を行うと、所得税は還付されるものの、住民税の納付が必要となる場合がある(配当所得を加算した課税所得金額が 200 万円超 330 万円以下の場合)。

⁴ 定率減税とは、所得税及び住民税から一定額の控除を認める減税措置のことである。2005 年の所得に対しては所得税 20% (控除限度額 25 万円)、住民税 15% (控除限度額 4 万円)、2006 年分の所得に対しては所得税 10% (控除限度額 12.5 万円)、住民税 7.5% (控除限度額 2 万円)の率で適用される。2006 年をもって廃止される予定である。

株式投資信託と配当控除

2004年以降は、株式投資信託⁵に対する課税方法も、原則として上場株式と同様となった。従って、株式投資信託の収益分配金等(解約益及び償還益を含む)に対する課税方法は、「確定申告」と「申告不要」の選択制であり、配当控除の適用も受けられる。

ただし、株式投資信託の収益分配金等に対する配当控除率は配当の半分とされているため、図表4のようになる。

図表4 株式投資信託の収益分配金等に対する配当控除

	配当控除額
配当所得を加えた課税総所得金額 2が1,000万円以下の場合	配当所得 × 6.4%(所得税10%・住民税2.8%)
配当所得を加えた課税総所得金額 2が1,000万円を超える場合	配当所得 × 3.2%(所得税5%・住民税1.4%)

- 1 課税総所得金額とは、総所得金額(山林所得・退職所得は含まない)から所得控除額を控除した額に、土地・建物等の課税譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額を加算した金額をいう。
- 2 配当所得を除いた課税総所得金額は1,000万円以下であるが、配当所得を加えると1,000万円を超える場合には、配当所得を除いた課税総所得金額に配当所得を上積みした場合の配当所得のうち1,000万円以下の部分については6.4%、1,000万円を超える部分については3.2%の配当控除率となる。

また、株式投資信託の収益分配金等に対する配当控除率は、投資信託約款等で規定する「株式以外の資産の割合」及び「外貨建資産の割合」に応じて、図表5のようになる。銘柄ごとに適用される配当控除率が異なるため、注意が必要である。

図表5 株式投資信託の運用資産の割合と適用される配当控除率

		外貨建資産の割合		
		50%以下	50%超 75%以下	75%超
株式 以外の 割合	50%以下	収益分配金等の6.4%		
	50%超 75%以下	収益分配金等の3.2%		
	75%超	配当控除の適用なし		

配当所得を加えた課税総所得金額が1,000万円を超える場合は、配当控除率は上記の半分となる。

株式投資信託の収益分配金等の場合、適用される配当控除率が6.4%の銘柄の場合、配当所得を加えた課税所得金額が概ね200万円以下である場合には、配当所得を申告した方が所得税・住民税トータル税負担が軽くなると考えられる。確定申告を行う場合には、定率減税の対象にもなる。

⁵ ここで「株式投資信託」とは、株式投資信託のうち受益証券の募集が公募よるもの(ETF(特定株式投資信託)を除く)を指す。